

まねき TV 事件

平成 20 (ネ) 1 0 0 5 9 号 知財高裁 著作権侵害差止等請求控訴事件

第 1. 結論 (主文)

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

第 2. 争点

1. 本件訴えは訴権の濫用として却下されるべきか否か
2. 被控訴人は本件放送の送信可能化行為を行っているか否か
3. 被控訴人は本件著作物の公衆送信行為を行っているか否か

第 3. 裁判所の判断

1. 争点 1 について

(1) 結論

訴権の濫用に当たるものとは認められない

(2) 理由の内容

原判決と同様

2. 争点 2 について

(1) 結論

被控訴人が本件放送の送信可能化行為を行っているということとはできない

(2) 理由の内容

送信可能化とは、自動公衆送信装置の使用を前提とするものであるところ、控訴人らは、ベースステーションが自動公衆送信装置に当たると主張する。

しかしながら、「自動公衆送信装置」は、「公衆送信」の意義に照らして、公衆（不特定又は特定多数の者。著作権法第 2 条第 5 項。）によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置でなければならない。

この点、各ベースステーションは、予め設定された単一のアドレス宛てに送信する機能しか有していない。そうすると、個々のベースステーションが、不特定又は特定多数の者によって直接受信され得る無線通信又は有線電気通信の送信を行う機能を有する装置であるということとはできず、ベースステーションが自動公衆送信装置に当たるということはできない。

控訴人らは、サーバ等の機器からみて不特定又は特定多数の者に送信されるかどうかではなく、送信行為者から見て不特定又は特定多数の者に送信されるかどうかによって判断

されるところ、放送番組を利用者に送信しているのは被控訴人であり、被控訴人にとって利用者は不特定の者であって「公衆」に当たるから、ベースステーションが「1対1」に情報の伝達しか行うことができないということは、ベースステーションの自動公衆送信装置該当性を否定する根拠にならないと主張する。

しかしながら、仮に、放送番組を利用者に送信しているのが被控訴人であったと仮定しても、ベースステーションが自動公衆送信装置であるというためには、当該ベースステーションが被控訴人にとって不特定又は特定多数の者によって直接受信され得る送信を行う機能を有するといえなければならない。この点、利用者は、被控訴人との間で契約しその契約内容としてベースステーションを被控訴人の事業所に持参又は送付した者であるから、このような者が、被控訴人にとって不特定又は特定多数の者と言えないことは明らかである。したがって、個々のベースステーションが、被控訴人にとって不特定又は特定多数の者によって直接受信され得る送信を行う機能を有するものということとはできない。

3. 争点3について

(1) 結論

被控訴人が本件著作物の公衆送信行為を行っているということとはできない

(2) 理由の内容

著作権法において「公衆送信」とは、公衆（不特定又は特定多数の者）によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう（著作権法第2条第1項7号の2）ものであるところ、既に説示したとおり、本件サービスにおいて個々のベースステーションは自動公衆送信装置に当たらないから、ベースステーションからの送信が「自動公衆送信」である公衆送信行為に該当するとは言えない。

被控訴人自身は、各利用者にデータを送信するかどうかの決定に関与していないのであって、送信の主体ということとはできない。

著作権法はその制定当初から、放送及び有線放送を「公衆によって直接受信されることを目的」とするものと定義しており、「放送」及び「有線放送」の他、新たに加わった「自動公衆送信」も含め、「公衆によって直接受信されることを目的」とすることが、公衆送信に共通の性質である。

著作権法第2条第1項各号、23条等の解釈にあたっては、WIPO条約8条の規定を十分参酌すべきであるところ、同条約8条によれば、公衆への伝達（送受信）は、受信をした公衆が当該著作物を視聴等することによりその内容を覚知することができる状態になることを意味するものと解することができる。

この点、被控訴人がテレビアンテナから各ベースステーションに本件番組に係るアナログ放送波を送信し、各利用者がそれぞれのベースステーションにおいてこれを受信するだけでは、各利用者が本件放送を視聴等することによりその内容を覚知することができる状態にはならない。

そうすると、被控訴人の送信行為が「公衆によって直接受信されること」を目的とする

ものであるということはず、これをもって公衆送信ということはずできない。

本件放送の放送地域外において本件放送を視聴することができるということは、ベースステーションを含むロケーションフリーが本来的に有する機能によるものであるところ、本件において、控訴人らから、ロケーションフリーの機能を用いること自体が、一般的に控訴人らの公衆送信権を侵害するものであるとの主張はなく、多数のロケーションフリー（ベースステーション）をシステムの構成要素とする本件サービスを行うことが控訴人等の公衆送信権を侵害するものであるか否かが、本件の争点である。

この点、被控訴人の行う本件サービスが著作権法の定める公衆送信の要件を満たさないことは既に述べたとおりであり、公衆送信の概念を拡張又は類推して本件サービスが実質的に違法であると判断するようなことは、公衆送信権の侵害が犯罪を構成することに照らしても正当ではない。

(以上)